

N I S A ・
i D e C o
相談会

ニ ー サ ・ イ デ コ の ギ モ ン  を 解 決 !

6月14日(土)

ニ ー サ
毎月 23日

毎週 土曜・日曜 開催中です!
※上記以外の日時も随時受付中

N I S A について

お子さまの
学費や老後の
資金に

キッズスペース有
お子さま連れも大歓迎です

積立投資の
ポイント

i D e C o について



© K・TSUKUDA・GREEN CAMEL

お気軽にお問合せください

あわぎんイオンプラザ (イオンモール徳島5F)

☎088-602-7371 平日(11:00~19:00)土・日・祝日(10:00~18:00)

ご留意事項

iDeCo（個人型確定拠出年金）に関するご留意事項

●iDeCo に加入し、掛金を拠出できるのは 65 歳未満の国民年金の被保険者の方です。●確定拠出年金制度で積立てた資産は、原則 60 歳になるまで引出すことができません。●個人型確定拠出年金は、1 人 1 口座が原則です。（複数の金融機関を通じて加入することはできません。）●60 歳到達時点で通算加入者等期間が 10 年未満の場合、期間に応じて受給開始可能年齢が 61 歳～ 65 歳に繰下がります。（通算加入者等期間を有しない 60 歳以上の加入者の方の受給開始は加入から 5 年経過した日以後となります）●将来の受取り額は運用成果によって決まりますので、良かった場合も悪かった場合もご自身の受取り額に反映されます。●加入から受取りまで、所定の手数料がかかります。●掛金は「毎月定額」以外に、「掛金額、拠出月を指定」することが可能ですが、一定の制約があります。

NISA に関するご留意事項

●日本にお住まいの 18 歳以上の方（NISA をご利用になる年の 1 月 1 日現在で 18 歳以上の方）が対象です。●すべての金融機関を通じて、同一年におひとり様 1 口座に限り利用することができます。●特定預かり、一般預かりで保有している上場株式等を NISA 預かりに移管することはできません。●NISA 預かりとして保有している上場株式等を NISA 預かりのまま、他社に移管することはできません。●年間投資枠はつみたて投資枠・120 万円、成長投資枠・240 万円です。また非課税保有限度額（総枠）は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円、そのうち成長投資枠は最大で 1,200 万円までとなります。なお、非課税保有限度額については、NISA 口座で上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた分だけ非課税保有限額（NISA 口座で保有する上場株式等の残高）が減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することができます。●NISA 預かりに係る配当金等や売却損益等と、特定預かり、一般預かりとの損益通算はできません。また、NISA 預かりの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。●NISA 預かりから払出された上場株式等の取得価額は、払出し日の時価となります。●NISA 預かりとして保有している公募株式投資信託の配当金は非課税となります。ただし、当該配当金を再投資する際、当行では NISA 預かり以外のお預かり（特定預かりや一般預かり）でのご購入となります。●投資信託の配当金のうち、元本払戻金（特別配当金）は、NISA 預かりでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA 預かりにおける非課税のメリットは享受できません。●お客さまのご住所・お名前・お取引店が変更となる場合、または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。●成長投資枠、またはつみたて投資枠で買付けた投資信託について、原則として年 1 回、信託報酬等の概算値を通知いたします。

（成長投資枠に関するご留意事項）

●当行が成長投資枠で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託等の他、国外の取引所に上場する当社所定の株式等（ただし上場新株予約権付社債、外国籍の公募株式投資信託等、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間 20 年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等、もしくは毎月分配型の投資信託等を除く）です。●国内の上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。株式数比例配分方式のお申込みはお取引店にお申付ください。

（つみたて投資枠に関するご留意事項）

●当行がつみたて投資枠で取扱う金融商品は、委託元金融商品取引業者で選定した、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等になります。●つみたて投資枠のご利用には、積立て契約（累積投資契約）を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。●法令により、当行は、NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日、および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日における、お客さまのお名前・ご住所を確認させていただきまします。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品を NISA へ受入れることができなくなります。

（つみたて投資枠を利用した投資信託のお取引について）

●購入時手数料はございません。なお、換金時には基準価額に対して最大 2.0%の信託財産留保額を、投資信託の保有期間中には信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）（最大 1.65%（税込み・年率））等の諸経費をご負担いただく場合があります。●投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の価格や為替の変動等により基準価額が変動することから、損失が生じるおそれがあります。●個別の投資信託ごとに費用やリスクの内容・性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

（注）上記の各項目は、2025 年 2 月現在の法令等に基づいております。今後、法令等の改正により、お取り扱い内容に変更が生じることがあります。

■金融商品仲介業務を行う登録金融機関

商号等／株式会社阿波銀行 登録金融機関 登録／四国財務局長（登金）第 1 号 加入協会／日本証券業協会

■委託金融商品取引業者

商号等／野村證券株式会社 金融商品取引業者 登録／関東財務局長（金商）第 142 号 加入協会／日本証券業協会・一般社団法人日本証券投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業協会